

第4 危険物行政

1 危険物規制の概要

危険物は発火性又は引火性を有する物品で、その性質ごとに消防法別表で第1類から第6類に分類し指定されている。一定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）としての位置・構造及び設備を一定基準に適合させ、行政機関の許可を受けなければならないほか、施設の使用にあたっては完成検査を受けなければならない。

危険物施設においては、甲種、乙種又は丙種危険物取扱者が自ら取扱うか、無資格者が甲種又は乙種危険物取扱者の立ち会いを受けて取扱う場合以外は、危険物の取扱いを行ってはならないほか、危険物の貯蔵・取扱い又は運搬についてもそれぞれの基準に従って行わなければならない。

2 危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況

県内の危険物施設は、石油（ガソリン等）を中心とする第4類の危険物を貯蔵・取り扱うものがその大半を占めている。令和3年3月31日現在における危険物施設（完成検査済証交付施設）は、7,634件で、前年同期と比較し94件の減となった。

図1は危険物施設数の年別推移を表したものであり、表1は危険物規制対象施設を区分別に分類したものである。

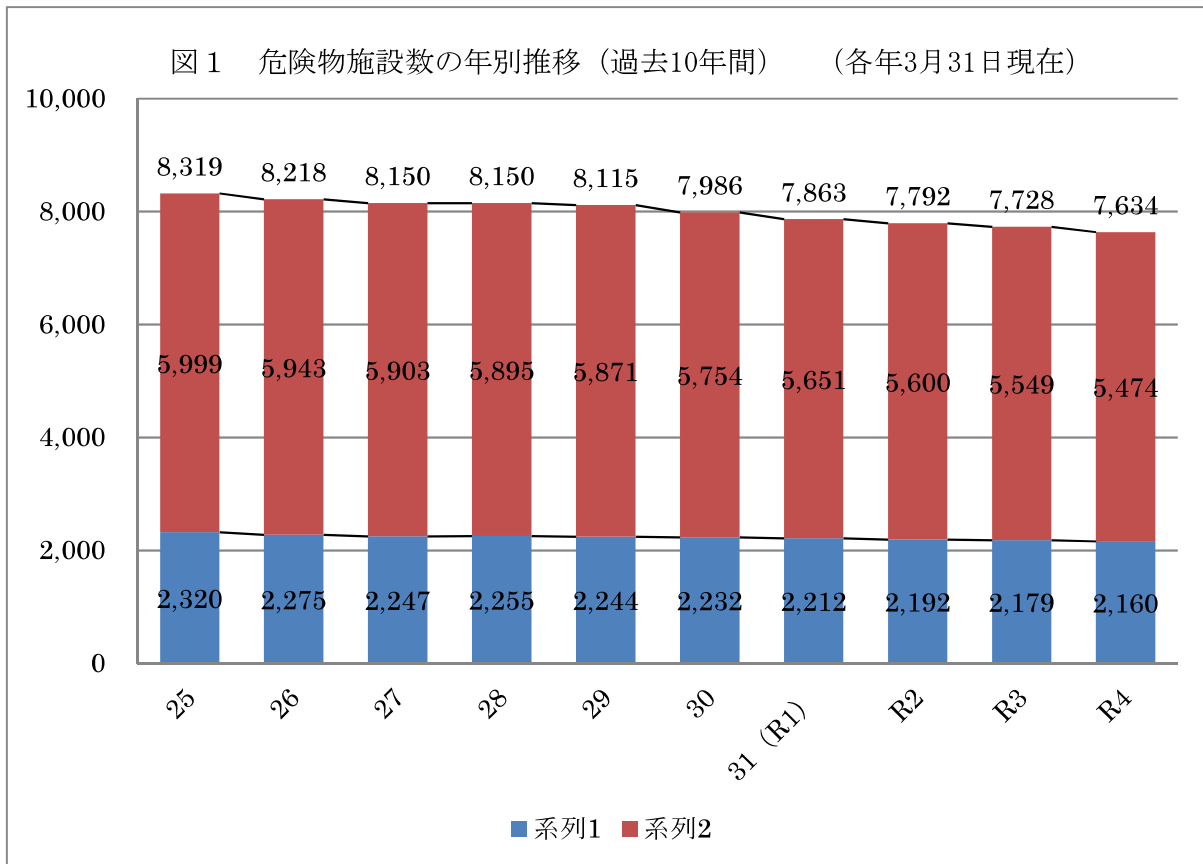


表1 宮城県内の危険物施設数（令和3年3月31日）

分 消防本部名	施設区		貯 蔵 所									取 扱 所				事業所数
	計	製造所	小計	屋 内	屋 外	屋 内	地 下	簡 易	移 動	屋 外	小計	給 油	販 売	移 送	一 般	
				貯蔵所	タンク 貯蔵所	タンク 貯蔵所	タンク 貯蔵所	タンク 貯蔵所	タンク 貯蔵所	貯蔵所		貯蔵所	貯蔵所	取扱所	取扱所	
仙 台 市	2,008	8	1,447	267	163	90	520	6	389	12	553	324	4	2	223	829
名 取 市	283	1	213	21	22	1	51	0	108	10	69	43	0	0	26	121
登 米 市	337	0	221	21	29	5	75	0	89	2	116	59	0	0	57	219
栗 原 市	326	0	230	47	40	2	69	0	66	6	96	44	0	0	52	275
石 巻 地 区	773	0	542	56	106	14	145	0	210	11	231	123	0	0	108	359
塩 釜 地 区	1,135	2	936	49	172	12	96	2	578	27	197	83	7	8	99	277
仙 南 地 域	821	9	571	123	93	7	205	2	127	14	241	117	0	0	124	408
大 崎 地 域	823	2	561	89	65	6	232	0	160	9	260	124	0	0	136	365
気仙沼・本吉地域	296	0	193	22	23	5	58	0	73	12	103	46	0	1	56	116
黒 川 地 域	462	5	286	79	45	2	76	1	70	13	171	75	0	0	96	237
あ ぶ く ま	368	1	246	53	64	1	63	1	53	11	121	59	0	0	62	188
宮 城 県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	1
合 計	7,634	28	5,446	827	822	145	1,590	12	1,923	127	2,160	1,097	11	13	1,039	3,394

※事業所数の合計は消防本部間での重複分を除く

3 危険物取扱者等の状況

危険物取扱者試験は、昭和34年4月の消防法一部改正により全国統一の資格試験となり、市町村長に代わり都道府県知事が実施することとなった。その後、昭和58年12月に指定試験機関制度が創設されたことにより、昭和60年度から宮城県知事の委任を受けた財団法人（現：一般財団法人）消防試験研究センター宮城県支部が試験を実施している。

表2は、危険物取扱者試験の実施状況を表したものである。令和3年度は受験者6,305人のうち合格者は2,745人で、合格率は43.5%となっている。

表2 令和3年度危険物取扱者試験実施状況

区 分	受験者数	合格者数	合格率 (%)	
甲 種	270	100	37.0	
乙 種	第1類	186	145	78.0
	第2類	203	155	76.4
	第3類	263	193	73.4
	第4類	4,437	1,581	35.6
	第5類	233	174	74.7
	第6類	225	160	71.1
丙 種	488	237	48.6	
合 計	6,305	2,745	43.5	

(1) 危険物取扱者免状の交付状況

表3は危険物取扱者免状の交付状況を表したものである。令和3年度の新規交付については2,788件、書換については合わせて2,994件、再交付については264件はとなっている。

表3 令和2年度危険物取扱者免状交付状況

種類	計	甲種	乙種						丙種	
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類		
新規	交付	2,788	97	154	157	184	1,613	187	169	227
書換	写真以外	20	<ul style="list-style-type: none"> ・写真以外：氏名や本籍の書換 ・うち同時：写真書換と同時に、写真以外の書換を行った場合 							
	写真	2,974								
	(うち同時)	218								
再交付		264								

(2) 危険物取扱者保安講習の受講状況

製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない(消防法第13条の23)とされている。

このため、宮城県の委託を受けた社団法人(現：一般社団法人)宮城県危険物安全協会連合会が当講習を実施しており、過去10年間に保安講習を受講した危険物取扱者数は表4のとおりである。

表4 危険物取扱者保安講習受講状況

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
申込者数	3,503	3,392	3,317	3,738	3,516	3,397	3,898	3,769	3,404	3,882
受講者数	3,464	3,356	3,290	3,696	3,549	3,324	3,835	3,723	3,363	3,851

4 自主保安体制の確立

危険物を取り扱う各事業所における自主保安体制の確立を図り、危険物の保安に対する県民の意識の高揚及び啓発を推進するため、危険物安全週間(令和3年6月6日～12日)において、ポスターの掲示や広報パンフレットの配布、県広報誌や新聞による広報のほか、関係市町村及び消防機関に対し危険物関係事業所への査察等の要請を行った。